

論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※	第	号
------	---	---	---

氏 名 SISOUK Boualaphiane

論 文 題 目

Emergence and Advancement of Human Rights Concern
in ASEAN
(ASEAN における人権関心の芽生えと進展)

論文審査担当者

主 査

	名古屋大学	教授	山 形 英 郎
委員	名古屋大学	教授	島 田 弦
委員	名古屋大学	教授	小 畑 郁

論文審査の結果の要旨

1. 本論文の概要と構成

アジアにおいては人権の普遍性ではなく多様性が強調されてきた。それは西欧的な人権概念をそのまま受け入れることを拒否し、アジア的な人権概念を主張するための理論的な支柱であった。つまり、個人の人権よりもコミュニティや集団の人権を強調する一方、対立的な司法的解決方法を否定してきた。しかし、2008年に採択されたASEAN憲章は、経済共同体への歩みを始める第一歩となるとともに、人権概念を包摂し、人権の尊重をASEAN自身の目的とするとともに加盟国の行動準則として定めた。ASEANは従来のアジア的な人権概念から脱皮し西欧的な人権概念を受け入れたのか、それともアジア的な人権を維持したままの宣言であったのか、議論の分かれるところである。

ASEANの人権保障に関する学説一般の傾向は、西欧的な人権保障制度と比較して、ASEANの人権保障は依然不完全であり未熟であるとの評価である。そうした西欧的な尺度でASEANの人権保障制度の到達点を測ることができるのかという問題関心から、本論文は、ASEAN人権保障の生い立ちを探り、その源流に立ち返ることで、ASEANにおける人権保障制度を再評価しようとしたものである。源流から出発することで、人権に関する関心がどのようなプロセスを経て確固たるものとなっていくのかを明らかにし、その際にどのような内的および外的要因が作用したのかを明らかにすることを試みた。

本論文は全4章から成る論文である。それ以外に序章と終章がつけられている。序章は導入、研究動向、研究命題の提示と方法論を示す。第1章は、ASEAN人権関心の芽生えをカンボジア内戦に見いだす。カンボジアはASEAN加盟国ではなかったが、東南アジアに位置し、ASEANの地理的な限界に含まれている。東南アジアを一つにまとめたというASEANの将来ビジョンからして、カンボジア内戦に深く関与することになっていくのは当然だが、特にベトナムによるカンボジアへの介入は、不干渉原則を基本理念とするASEANにとって介入を動機づけるに十分であった。1991年カンボジア和平合意に至る国連の場やパリ和平会議での話し合いの中でカンボジアに人権保障を約束させる文言を挿入するよう働きかけたのはASEANであった。こうして、ASEANにおける人権関心の芽生えをカンボジア内戦と捉えることで、通説的な見解に真っ向から対立する見解を打ち出した。

第2章は、1993年のウィーン人権宣言までの過程を検証する。ウィーン人権宣言は、従来争われてきた自由権か社会権かという論争にピリオドを打ち人権の不可分性を打ち出したことで有名な人権文書であるが、その採択に至るまでに、地域ごとに準備会議が開催され、アジアでもバンコク宣言が採択された。それを契機に、ASEANの人権概念が大きく変容したことを本論文は立証する。1992年ASEAN閣僚級会合の共同宣言においては、「人権を経済援助の条件としてはならない」とか、主権や不干渉を強調したり、アジア的な人権概念が展開されていた。しかし1993年の共同宣言では、「人権及び基本的自由へのコミットメント」が表明された。その違いをウィーン人権会議に連なる一連の会合の成果として理解したのである。これは大きな発見である。二つの共同宣言の違いを発見し、それをウィーン人権会議と結びつけた点に研究のユニークさがある。

第3章は、ASEANと欧州連合(EU)との協力関係の推移から、ASEAN人権関心の発展を裏付ける。ASEANとEUは緊密な連携を有していた。1977年からASEANとEUの公式協議が開始され、EUはASEANとの対話においてたえず人権の尊重を議題として掲げてきた。それだけでなく、人権

論文審査の結果の要旨

のためのワークショップを開催したり、ASEAN の代表団を人権機関へ訪問させる機会を設定したり、地道な協力関係を築いてきた。ASEAN と EU の共同宣言の中で人権尊重のコミットメントが確認され、EU の援助（ASEAN に対する援助に加え加盟国への援助）と外圧が一定程度成功してきたことを明らかにした。

第 4 章は、第 1 節において加盟国問題を取り上げる。カンボジア内戦の主舞台となったカンボジアやカンボジア内戦に介入したベトナムの加盟に加えて、軍事政権下において人権侵害が問題となっていたミャンマーの加盟問題を取り上げる。カンボジアでは加盟申請時期に内戦があり申請延期された事実や、ミャンマーに対しては EU が加盟に反対の態度を示し、公式協議を延期した事実に触れる。一見すれば矛盾する対応に見えるが、カンボジアについては和平合意にしたがうことを強調することで、ミャンマーに対しては ASEAN に取り込むことで人権問題の解決を目指そうしたことを明らかにする。第 2 節では、ASEAN 人権保障体制を概観し、ASEAN 人権保障の現時点での到達点を示す。人権に対するアジア的な対応を積極的に評価し、将来への展望を示し、筆を置いている。従来の研究者とは異なるまなざしを ASEAN 人権保障体制に向けており、西欧的な研究動向に対する批判的な観点を提供している点で評価は高い。

2. 本論文の評価

本論文に関し、以下のような特筆すべき点が挙げられる。

① 資料の収集

国際的な文書が採択された際に、起草者の意思を明らかにする作業はたいへん重要である。条約の趣旨及び目的を適切に理解し、条文の解釈を行う必要があるからである。しかし、ASEAN では議事録などが公表されているわけではなく、どのような議論があったのかを明らかにすることはたいへん困難である。ASEAN 憲章に至る起草過程を研究することはほとんど不可能である。そうした状況下にもありながらも、申請者は、ASEAN の公表文書だけでなく、国連での ASEAN 各国の発言などを丹念に調べ上げるという途方もなく忍耐のいる作業を行った。そうした実証的な研究手法は手堅く、従来浮き彫りにされてこなかった事実新たな照射を行った。

② アジア的な観点からの分析

国際人権を分析する際には、人権概念の源流である欧米の観念を採用することが多い。そのため、一般的には、人権を自由権中心に分析したり、救済手段として法的、司法的救済が重視されることが多い。しかし、ASEAN における人権保障体制は、明らかに欧米流の制度とは異なっている。したがって、欧米の人権概念や人権保障体制からは見落とされやすい些細な変化についても、研究対象としてすくい取り、進展過程の中に位置づけて分析したことが、高く評価される。

③ ASEAN と国際社会の協働という見方

ASEAN における人権の進展は、ASEAN 独自に行われたわけではない。国際社会、特に国連や EU との共同作業無しにはなしえなかった。国際社会における人権概念の変容を背景に、ASEAN の人権関心の変容を研究しており、国際社会と ASEAN の相互作用を明らかにすることができた。これは、国際社会からの影響だけでなく、ASEAN が国際人権保障に与えたインパクトを研究する契機づけとなる重要な視点である。

論文審査の結果の要旨

④ 共同体として ASEAN と国家集団としての ASEAN

本研究は、ASEAN を国際組織あるいは地域共同体として捉え、そのような視点から人権保障の進展を捉えるだけでなく、ASEAN 加盟国に一度ばらし、各加盟国の人権保障の進展をも視野に入れて分析している。ASEAN 研究だけでは、十二分な広がりを持つことはできなかつたと思われるが、加盟国における人権保障の促進要因をも分析することで、ASEAN と加盟国との立体的な関係を浮き彫りにすることができた。

⑤ ウィーン人権会議の評価

本研究は、ウィーン人権会議を第二の画期と捉え、欧米と ASEAN の間に存在していた人権理解における齟齬が、両者の歩み寄りにより、アジアではバンコク宣言に、そして国際社会全体ではウィーン人権宣言に結実したことを確認した。アジアにおいても多数開催されたワークショップや会議が、アジア的な対話の場となり、人権保障の進展に大きく寄与したことを示した。これは、国際社会が地域的なアプローチの違いを正確に理解し、ASEAN の側でもそれを評価した現れとして描ききつた。交渉のプロセスを重視した点で、ユニークな発見である。

しかしながら、下記のような不十分な点も一部見受けられる。

① ASEAN Way 分析の欠如

ASEAN は、対話やコンセンサス、不干渉をモットーとする国際組織あるいは共同体であるが、人権保障を進めれば進めるほど、加盟国に対する関与が必要になってくる。カンボジア内戦の際にも、ASEAN あるいは加盟国が国連を通して積極的に働きかけたことは、ASEAN Way の否定につながりうるはずである。しかし、そうした観点は残念ながら見受けられなかつた。

② 人権内容の把握の不十分さ

本研究では、ASEAN に関連する文書の中に登場する「人権」という言葉に注目をし、人権関心の芽生えとその進展を研究している。しかし、欧米流の人権概念との差に、それほど関心を払っていなかった。そのため、同じ「人権」という用語を使っていたとしても、異なる意味で理解されていたかもしれない。特にアジア的人権が強調されていたことからすれば、そうした意味の違いに一層の注意を払うべきであつたらう。しかし、人権そのものというよりも ASEAN における人権「関心」の誕生の経緯を理解する上では、そうした違いは、それほど大きな意味を持つものでなかつたともいえる。

このように、若干不十分さがあるとはいえ、ASEAN のにおける人権関心の芽生えとその進展を余すことなく伝えており、本論文の当初の目的を達成している。ASEAN における人権研究は緒についたばかりであることを鑑みれば、本研究は ASEAN 研究に大きな貢献をなすものとられる。

3. 結論

以上の評価により、審査委員会は本論文が博士(国際開発学)の学位に値するものであると判断し、論文審査の結果を「可」と判定した。

論文審査の結果の要旨

論文審査の結果の要旨

論文審査の結果の要旨